

募集株券等の配分に係る規制の見直しのための「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正（案）に対するパブリック・コメントの結果について

平成 24 年 7 月 17 日
日本証券業協会

本協会では、募集株券等の配分に係る規制の見直しのための「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正（案）について、平成 24 年 6 月 20 日から 7 月 3 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（36 件 7 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

【以下における凡例】

「配分規則」：株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則

「引受規則」：有価証券の引受け等に関する規則

「親引け GL」：親引けガイドライン

「配分先情報提供 GL」：配分先情報の提供に関するガイドライン

「投資勧誘規則」：協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

「従業員規則」：協会の従業員に関する規則

「開示府令」：企業内容等の開示に関する内閣府令

※文中における条文番号は、今般の規則改正後におけるもの。

※文中で用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによる。

項番	該当条文	意見	考え方
1	配分規則 第 2 条 第 2 項	「親引け」という言葉は使用をやめるべきではないか。もはや親会社の持分維持のみならずより広範かつ柔軟な運用へと移行する以上、たとえば「指定先販売」等の文言とすべきだと考える。	御指摘の御趣旨は理解するところですが、「親引け」の用語は長く用いられており、規則においても実務慣行においても浸透している概念であると考えられますので、今般の規則改正においては従来どおり「親引け」の用語を用いることといたします。
2	配分規則 第 2 条 第 2 項 第 1 号	「引受会員が判断した」とあるが、判断したことの証跡を残す必要があるのか。規則上は要請されず、各社の判断で行うことでよいか。	御指摘のとおり、親引けの是非に関する判断だけを取り上げて証跡を残すことは、規則上は要請しておりません。 ただし、親引けも配分のうちの一つであることから、第 11 条に定める内部管理統括責任者の責任における定期的な検査、第 12 条第 1 項第 3 号に定める記録の保存、同

項番	該当条文	意見	考え方
			条第2項に定める当該記録についての本協会による提出請求又は監査が対象とする範囲には、親引けも含まれます。
3	親引けGL 1	オーナー及びオーナーが所有する資産管理会社への親引けは、「親引けガイドライン(案)」の1に記載の「発行者による株主や支配権の所在の恣意的な選択」に直接的には該当しないことを確認させて頂きたい。	親引けを行ったとしても配分規則第2条第1項の規定に反する配分にならないことと同条第2項第1号の判断に当たって留意する事項を、親引けGLにおいて示しており、この判断は、個別事例毎に実態に即して実質的になされるべきものと考えられます。
4	配分規則 第2条 第2項 第2号	親引けが許容される要件として、発行者が有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表することを求められている事項のうち「発行条件に関する事項」については、どのような事項を想定しているのか？有価証券届出書又は発行登録書に記載される証券情報と同じものであれば重複であり不要と思われる(親引けによる割当先に対して公募の条件と異なる発行条件で発行されることが想定されているのであれば、発行条件の差異を開示させるようにすべきではないか)	ここでの「発行条件に関する事項」は、発行価格の算定根拠、発行条件の合理性に関する考え方、会社法に定める有利発行に該当するものと判断した場合又は該当しないものと判断した場合におけるその理由及び判断の過程等、開示府令第二号様式記載上の注意(23-5)において第三者割当につき記載が求められている内容を想定しています。
5	配分規則 第2条 第2項 第2号	「有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表する」とあるが、同号に掲げられた事項は、決議日の記者発表資料に記載すればよいのか。有価証券届出書等への記載はどのように考えるのか。	規則で求める事項につき、開示・公表に関する金融商品取引法等の各種規制に照らして、適切に開示・公表していただくことを求めています。
6		(発行者が)有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表するとは、具体的には、①いつの時点までに、②どのような方法で、公表されることが要求されているのか？	
7	配分規則 第2条 第2項 第3号	(意見)ロックアップ期間は180日から短縮できない(一般的なロックアップにおける主幹事によるウェーバー条項を付すことはできない)と理解してよいか。	今般、親引けが許容される要件の一つとしてロックアップの確約を定めますので、親引け先からこの確約を取り付けることができなければ、親引けは認められないこ

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>ロックアップの対象は親引けされる株式だけではなく、親引け予定先が既に保有している株式も含まれると考えるがよいか。</p> <p>ロックアップが確約されない場合、親引けはできないものと理解してよいか。</p>	<p>ととなります。</p> <p>なお、親引けが許容される要件の一つとしてのロックアップの確約ですので、規則が求めるその対象は、当該親引けにより配分される株券等です。もちろん、これより広く対象とされることも、要件を満たすことにより変わりありません。</p> <p>また、例えば親引け予定先に緊急の資金繰りの必要があると認められる場合に売却を認める等、現行の実務におけるロックアップに係る契約等において一般的に盛り込まれているウェーバー条項（主幹事会員がやむを得ないと認めることを発動の要件とする等、ロックアップの実効性を損なわない内容のもの）であれば、これを付したロックアップの確約であっても要件を満たすものと考えます。</p>
8	配分規則 第2条 第3項	<p>「発行者に対し…要請しなければならない。」とあるが、親引けと同様のロックアップが確約されない場合には並行第三者割当を行うことは認められないと理解してよいか。</p> <p>並行第三者割当は実質的な親引けであり、親引けの趣旨を尊重すれば、親引けで必要とされるロックアップが確約されないのであれば、その実施は認められないものと思料する。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
9	配分規則 第2条 第3項	<p>第2条第3項において、並行第三者割当については規定が置かれ、現行の引受規則第32条に存在する売出しに並行して行われる並行売出しは削除されたが、売出しと並行して相対で行う並行売出しは親引け規制の対象外という認識でよいか。</p>	<p>ここで「第三者割当」の定義として引用する、開示府令第19条第2項第1号㉞に規定する第三者割当には、募集とともに売出しも含まれるものと思料いたします。</p>
10	従業員規則 第7条 第3項	<p>協会員の従業員による親引けについては、従来どおり禁止となるか。</p> <p>本号に係る規則改正は別途行われると理</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、今般の規則改正により、この号において引用している規則名及び条文番号</p>

項番	該当条文	意見	考え方
	第 18 号	解してよいか。	が変わりますので、これに伴う技術的な改正を行います。
11	配分規則 第 4 章	配分先情報提供に係る日証協規則の改定及びガイドライン案の内容は機関投資家への影響も大きいと思われるが、国内機関投資家・海外機関投資家への周知は、それぞれどのように行なう予定か。	<p>今般の規則改正案の内容は、平成 24 年 1 月 12 日に「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」により取りまとめられた報告書において示された方向性を自主規制規則において具体化しようとするものです。</p> <p>この報告書は、本協会ホームページにおいて公表するとともに、同年 2 月 7 日までパブリック・コメントを募集いたしました。</p> <p>また、今般の規則改正案の内容につきましても、本協会ホームページにおける公表のうえ、パブリック・コメントを募集させていただいたところです。</p> <p>このように、今般の規則改正案の内容につきましては、これまでの過程において幅広い周知に努めてきているところでありますが、投資家及び発行者等におけるさらなる理解に資するべく、会員各位におかれましてもより一層周知に御協力いただきたく存じます。</p>
12	配分規則 第 5 条 第 2 項	「配分先情報に係る顧客とすることが適当であるものを定め」とあるが、個別投資家を発行・売出決議時点でリストアップするのは実務上不可能かつ明らかに不要である。さらに言えば、当初の対象顧客リストに含めていなかった顧客への勧誘や配分に支障をきたすことによって募集・売出し実務に甚大かつ決定的な障害となりうる。従って、当該仕組は削除が望ましいと考える。	<p>ここで主幹事会員により定められるべきは、最終的には配分規則第 7 条の規定により発行者に提供されることとなる配分先情報の対象となる顧客です。</p> <p>配分先情報の対象となる顧客を挙げている配分規則第 5 条第 1 項各号及び配分先情報提供 GL の 1. は、現在のトランスペアレンシーの実務において対象とされる顧客を念頭に置いています。</p> <p>なお、ここで配分先情報の対象となる顧客として定められなかった顧客に勧誘や配分が行われることは、この規則において何ら問題ありません。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
13	配分先情報提供GL 1(2) ①、②	「積極的または継続的な」需要とあるが、夫々の定義はなにか。実務上、消極的需要と積極的需要の区分を判別することは困難であると考え。定義が難しい場合、①、②とも削除し、③の内容を1(2)の定義の末尾に加えるというのは如何か。	御質問の概念につき、明確な定義を持ち合わせている訳ではありませんが、配分先情報の対象となる顧客を挙げている配分規則第5条第1項各号及び配分先情報提供GLの1. は、現在のトランスペアレンシーの実務において対象とされる顧客を念頭に置いています。
14	配分規則 第5条 第2項	「当該顧客の名称を他の引受会員に通知する」とあるが、これもあまりにも日常的な業務内容から乖離している。機関投資家向けの販売活動は、国内募集であれば機関投資家ポーションとしてブックランナーないしは主幹事のみによる販売勧誘が実施されるのが常であり、当該勧誘対象顧客名称をシ団下位の引受会員に提供することは現実的にありえない対応である。機関投資家向けの販売活動に従事するブックランナーにおいてのみ共有される情報である。	<p>ここで主幹事会員により定められるべきは、最終的には第7条の規定により発行者に提供されることとなる配分先情報の対象となる顧客であり、勧誘を予定している顧客ではありません。</p> <p>今般導入する発行者に対する配分先情報の提供の制度は、配分の透明性の向上、証券会社による不公正な配分の抑止、市場の公正さに対する信認の向上を目的としているところ、主要な配分先の構成に関する情報を発行者に提供することに意義があると考えられます。</p> <p>この情報の精度を向上させるためには、主幹事会員により配分先情報の対象として定められた顧客に対して当該主幹事会員以外の引受会員によって配分された場合、その配分先に係る配分先情報も発行者に提供されるべきと考えられます。</p> <p>このため、当該主幹事会員以外の引受会員が当該主幹事会員を通じて提供する配分先情報の対象となる顧客をあらかじめ知ることができるよう、主幹事会員からの通知を求めるものです。</p>
15	配分規則 第6条	改正の骨子1(6)の同様の議論で、トランスペアレンシーに基づいた機関投資家向けの勧誘・配分を実施する事が通例であり、原則としてはこのような報告は発生しないものとする。ただし、機関投資家ポーションを設定しない場合であって非居住者機	今般導入する発行者に対する配分先情報の提供の制度は、配分の透明性の向上、証券会社による不公正な配分の抑止、市場の公正さに対する信認の向上を目的としているところ、主要な配分先の構成に関する情報を発行者に提供することに意義が

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>関投資家向けの販売が下位シ団によって行われる場合は非常に限定的なケースとして考えうる。</p>	<p>あると考えられます。</p> <p>この情報の精度を向上するためには、主幹事会員により配分先情報の対象として定められた顧客に対して当該主幹事会員以外の引受会員によって配分された場合、その配分先に係る配分先情報も発行者に提供されるべきと考えられます。</p> <p>このため、当該主幹事会員以外の引受会員が配分先情報の対象となる顧客に対して配分を行った場合、当該主幹事会員を通じて、当該顧客に係る配分先情報を発行者に提供することを求めるものです。</p> <p>なお、配分先情報の対象となる顧客は、個別事例毎に主幹事会員から通知される者を含め、配分規則第5条第1項各号に掲げる者全てです。</p>
16	配分規則第6条	<p>他の引受会員から提供された配分先情報が、主幹事会員において、発行会社への提供以外の目的で利用される恐れに対する手当として、どのように整理されているのかご確認申し上げます。</p>	<p>配分規則第6条及び第7条により義務付けられるもの以外の情報については、今般の規則改正後においても投資勧誘規則第5条第2項及び従業員規則第7条第3項第17号を踏まえた取扱いが必要になると考えられます。</p>
17	配分規則第7条	<p>改正の骨子 1(7)においては改正の骨子 1(5)にて定める顧客の名称はまったく関係しないことになる事からも明らかなように、当該通知、届出は不要であると解する。</p>	<p>御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、今般導入する発行者に対する配分先情報の提供の制度は、配分の透明性の向上、証券会社による不公正な配分の抑止、市場の公正さに対する信認の向上を目的としているところ、主要な配分先の構成に関する情報を発行者に提供することに意義があると考えられます。</p> <p>この情報の精度を向上するためには、主幹事会員により配分先情報の対象として定められた顧客に対して当該主幹事会員以外の引受会員によって配分された場合、その配分先に係る配分先情報も発行者に提供されるべきと考えられます。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
			<p>このため、当該主幹事会員以外の引受会員が当該主幹事会員を通じて提供する配分先情報の対象となる顧客をあらかじめ知ることができるよう、主幹事会員から当該主幹事会員以外の引受会員への通知を求めるとともに、この制度の実効性を確認するために本協会への届出を求めるものです。</p>
18	配分規則第7条	<p>「遅滞なく」とありますが、どの程度まで遅滞ない範囲となるのでしょうか？また、配分情報のうち、投資家名称のみを先に伝達し、当該投資家に割り当てた株数は正式に確定次第伝達するという運用でも可能でしょうか？</p>	<p>主幹事会員自身が顧客に対して配分を行い、かつ、当該主幹事会員以外の引受会員の全てから配分先情報の提供を受けた時点を起点に、できるだけ早く発行者に配分先情報を提供していただく必要があります。</p> <p>なお、この配分先情報の提供は配分が行われた後に行っていただくものですので、提供を受ける発行者における便宜に鑑みても、顧客の名称の情報と当該顧客に配分した株券等の数量の情報とは、分けることなく、一体として提供されるべきと考えます。</p>
19		<p>報告対象となる投資家は、エンティティや口座ベースではなく、投資家グループベースという理解で正しいでしょうか？</p>	<p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、配分先情報の提供に関しては、例えば投資運用業者がその顧客の資産を運用しており、その運用において配分を受けて配分先情報の対象となる場合、当該配分先情報が当該投資運用業者に係るものとなることやむを得ないときがあるものと考えます。</p>
20	配分規則第7条	<p>主幹事会員が、発行者に対して、第7条に基づき、配分先情報を発行者に提供することは、主幹事会員または引受会員としての証券会社が投資家である顧客に対して負っている守秘義務（協会規則に基づくものおよび私法上のものの両者を含む）との関係とどのような関係にあるのか？当該情報</p>	<p>配分規則第6条及び第7条により行われる配分先情報の提供は、これらの規定により義務付けられて行われるものであることから、投資勧誘規則第5条第2項及び従業員規則第7条第3項第17号は適用されないと考えられます。このため、協会規則においては、当該配分先情報の提供に当</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		提供について、顧客の事前の同意を得る必要があるのか、あるいは当該規則に基づき、そのような同意の取得は不要と整理可能なのか？	たつて、当該配分先情報に係る顧客からの同意は求めておりません。 なお、私法上の守秘義務の考え方までを整理しているものではありません。
21	配分規則 第4章	顧客情報を当社以外の主幹事会員や発行者に対して提供することは、顧客情報の漏洩に該当しないと理解してよいか。投資家から同意を得る必要はあるか。 売出しの場合の売出人に対しては配分先情報の提供は義務付けられないと理解してよいか。売出人に提供する場合に、投資家から同意を得る必要はあるか。	配分規則第6条及び第7条により行われる配分先情報の提供は、これらの規定により義務付けられて行われるものであることから、投資勧誘規則第5条第2項及び従業員規則第7条第3項第17号は適用されないと考えられます。このため、協会規則においては、当該配分先情報の提供に当たつて、当該配分先情報に係る顧客からの同意は求めておりません。 なお、売出しのうち、配分先情報の提供が義務付けられるのは、目論見書又は会社内容説明書を作成するものに限られます（配分規則第1条）。また、売出しにおいて配分先情報の提供が義務付けられる場合、当該配分先情報の提供先は発行者であり（配分規則第7条）、売出人ではありません。
22	改正の骨子 1. 配分規則 (14)	改正の骨子 1(14)に定める整備の内容如何によるが、本改正は「対象顧客から事前の同意を得ることなく開示できる制度」を開始するものであることから、逆に言うと本改正に含まれない業務フローに関しては協会としての管轄ではなく個社判断に基づき運用を柔軟化するという方向も非常に建設的である。	御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、配分規則第6条及び第7条により義務付けられるもの以外の情報については、今般の規則改正後においても投資勧誘規則第5条第2項及び従業員規則第7条第3項第17号を踏まえた取扱いが必要になると考えられます。
23	改正の骨子 1. 配分規則 (14)	もしも前項の方針を採らない場合、上記の改正では「ブックビルディング期間における需要提出状況に関する、発行会社への投資家情報提供」といった行為が禁止されるものなのか読み取れない。従来の顧客情報管理の方針を踏襲すべしとの考えであるならば、そうした説明についても規則上明	

項番	該当条文	意見	考え方
		文化することで、引受会員間の運用格差を発生させないよう明確化すべきである。	
24	配分規則 第5条	念のためのご確認ですが、配分規則第5条第1項に該当しない割当予定先については、従来どおり、配分結果を発行会社へ開示することは原則不可という理解でよろしいでしょうか。	
25	配分規則 第8条	発行者から確約が得られない場合には、配分先情報の提供は行ってはならないと理解してよいか。	今般導入する発行者に対する配分先情報の提供の制度は、配分の透明性の向上、証券会社による不公正な配分の抑止、市場
26	配分規則 第8条	発行者が第8条の基づく情報管理に係る確約を拒む場合でも、主幹事会員は、第7条に基づく配分先情報の提供を発行者に対して行うことが義務付けられるのか？	の公正さに対する信認の向上を目的としているところ、この制度の実効性の確保に鑑みると、発行者が配分先情報を必要とするか否かにかかわらず、また配分規則第8
27	配分規則 第8条	原案では、配分先情報の発行者に対する提供が、主幹事会員による一律の義務として規定されているが、当該配分先情報を必要としない発行者がいる可能性もあり（特に、第8条に基づく情報管理義務を負うことを避ける観点から）、発行会社から請求がある場合にのみ、配分先情報の提供が義務付けられるものとするべきではないか？	条に定める発行者による確約の有無にかかわらず、主幹事会員による発行者に対する配分先情報の提供は行われる必要があります。 なお、配分規則第8条は、主幹事会員が提供する配分先情報を発行者が受領する場合に、確約を取り付けることを求めています。
28	配分規則 第10条 第2項 第12号	改正の骨子1(9)にて配分先情報の提供の方法について規定するとあるが、提供することが許される情報の範囲に関して規定もなく規則を定めた場合には、各社の運用が大きく相違し結果として共同主幹事案件におけるディール運営に致命的な混乱が生じることとなる。協会規則にて一定の定めをおくのが望ましい。	今般、発行者に対して提供されるべき配分先情報として規則において定めるのは、配分規則第5条第1項各号に掲げる顧客のうち実際に配分を受けた者の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報です。
29	配分規則 第14条	第14条に基づく要請に係る義務は、関連する顧客配分規則の規定が、外国における法令・規則や取引慣行と抵触する場合には適用されない旨を明確にすべきである。	配分規則第14条は、かかる場合にであっても配分規則の規定の趣旨は尊重されるべきである一方、募集又は売出しが行われる外国における法令・規則や慣行に従う必要も認められることから、実態として同条
30	配分規則 第14条	改正の骨子1(11)の海外募集・売出しへの準用に関しては、日本国内とは異なる法規	において列挙する規定に定める内容が当

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>制の下実施される行為であること、また改正の骨子 1(5)に述べている顧客名称の共有や届出が海外における常識と大きく乖離することが明らかなことから、なおさら 1(5)に関する上記要望に沿って修正することが望まれる。</p>	<p>該各規定に定めるところに準じる形で充足されるよう、会員から引受けの斡旋を行う海外関連会社に対して要請を行うことを求めるものです。</p>
31	配分規則第 14 条	<p>わが国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合（以下、「海外募集売出し」という。）であって、会員が海外募集売出しを斡旋する場合において、①当該国における規制において定められている場合及び②慣行上、一般的に確立されている実務が存在する場合には、かかる当該国の規制上の要請及び確立されている実務に即した形で対応することも可能という理解でよいか。</p> <p>具体的には、海外募集売出しにおいては、最終的な配分結果のみならず、ブックビルディングの過程の情報（機関投資家の個別名を開示したうえでの需要の申告状況）が、引受証券会社から発行者及び/又は売出人に開示されたうえで、必要に応じ発行者/売出人との間で各機関投資家に対する配分に関する意見調整を行うことがあるところ、かかる実務が確立されている法域における海外募集売出しに会員が関与する場合においては、会員はブックビルディングの過程の情報も含め発行者/売出人に対して開示することも可能という理解でよいか。</p>	<p>配分規則第 14 条は、かかる場合にあってても配分規則の規定の趣旨は尊重されるべきである一方、募集又は売出しが行われる外国における法令・規則や慣行に従う必要も認められることから、実態として同条において列挙する規定に定める内容が当該各規定に定めるところに準じる形で充足されるよう、会員から引受けの斡旋を行う海外関連会社に対して要請を行うことを求めるものです。</p> <p>つまり、同条は、発行者に対する配分先情報の提供を配分規則第 4 章に定めるとおりに行われることまでを義務付けるものではなく、結果的に配分規則第 4 章に定めるとおりに行われていなくても、そのことのみをもって規則違反に問うものではないと考えられます。</p> <p>なお、国内において引受けを行った株券等の配分について行われる配分先情報の提供は、配分規則第 6 条及び第 7 条により義務付けられるものであることから、投資勧誘規則第 5 条第 2 項及び従業員規則第 7 条第 3 項第 17 号は適用されないと考えられます。</p> <p>一方、我が国の発行者による外国における株券等の募集又は売出しについて適用される配分規則第 14 条は、前述のとおり、特定の行為を義務付けるものではないことから、投資勧誘規則第 5 条第 2 項及び従業員規則第 7 条第 3 項第 17 号の適用除外</p>

項番	該当条文	意見	考え方
			にはならないと考えられます。 このため、平成 23 年 12 月 6 日付「『協会の従業員に関する規則』に規定する職務上知り得た秘密の漏えい禁止について—営業ルール照会制度に基づく照会及び回答—」（日証協（自）23 第 88 号、日証協（自 1）23 第 89 号）における考え方は、今般の改正の後においても変わるものではないと考えられます。
32	配分先情報提供 GL 4.	“発行者に提供した配分先情報及び主幹事会員における配分数量上位 30 名に該当する顧客の配分先情報の報告（本協会が求めた場合）”にある「顧客（個人を除く）」の定義は、改定案配分規則第 5 条第 1 項と同じという理解で良いか。	配分規則第 5 条第 1 項の「顧客」は、第 6 条及び第 7 条の規定により提供される配分先情報の対象となる顧客（すなわち第 5 条第 1 項各号に列挙する顧客）を指す一方、配分先情報提供 GL 4. の「顧客」は、顧客の属性にかかわらず、主幹事会員が配分を行った株券等の数量の多い順に 30 名までに該当する顧客を指します。
33	配分先情報提供 GL 4.	協会報告の対象となる顧客は、主幹事会員の海外関連会社へ販売委託して販売した顧客は含まれると理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
34	配分先情報提供 GL 4.	「当該主幹事会員が配分を行った株券等の数量の多い順に 30 名までに該当する顧客（個人を除く。）の配分先情報」は、名寄せは特段必要ないことを確認させて頂きたい。	配分先情報提供 GL 4. の規定上、名寄せは求めません。
35	配分先情報提供 GL 4.	“発行者に提供した配分先情報及び主幹事会員における配分数量上位 30 名に該当する顧客の配分先情報の報告（本協会が求めた場合）”に「その前おおむね 3 ヶ月」とあるが、「その」とはいつの時点を目指すのか。また、「本協会が求めるものにおいて」とあるが、協会が適宜報告を求める銘柄をピックアップするという事で良いか。	御質問における「その」は、本協会が報告を求める時点を指しています。 本協会は、報告を求める時点から前にさかのぼっておおむね 3 か月以内に行われた募集又は売出しのうち、報告を求める案件を抽出し、当該案件における主幹事会員に報告を求める予定です。
36	配分規則 第 16 条	J-REIT は普通株式と比較しても取引参加投資家層が限定的であり、かつそうした投資家の市場における重要性が高い。それに	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、この条は、J-REIT の発行者である投資法人は発行する投資口を引き受

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>も関わらず顧客情報の開示を行わない場合には、そもそも本改正において投資家情報の重要性に鑑みた改正を企図することに間逆の変更となる。また、J-REIT 自体は単なる箱なので開示が不要であるとするならば、運用会社への開示は同様に認めるべく、本改正にて明示する必要がある。</p>	<p>ける者の募集に関する事務を一般事務受託者に委託しなければならないとされている（投資信託及び投資法人に関する法律第 117 条第 1 号、同法施行規則第 169 条第 1 項）ことが背景にあります。</p> <p>会員が当該委託を受け、募集に関する事務の一環で配分を行う場合、一義的には配分規則の適用を受けることとなりますが、当該募集に先立ち割当先が既に決まっている第三者割当にまで配分規則を適用することは実態にそぐわないため、適用を除外するものであり、今般の改正前の引受規則第 39 条第 8 号において定められていた規定を、適用を除外する対象の規定の移動に伴い、この条に移してきたものです。</p> <p>この条により、適用を除外するのは、その趣旨に鑑み、並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限りです。</p> <p>なお、J-REIT について配分規則が適用される場合における配分先情報の提供は、制度の実効性に鑑みれば、資産運用会社に対して行われることも考えられることから、このことを規定上明らかにするため、配分規則第 7 条を修正いたします。</p>

以 上